

令和7年第2回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和7年6月20日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 七原 剛 | 5 加藤弘文 | 6 今泉吉人 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 原田直幸 |
| 10 金田敏行 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松 一	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	村松浩文	生活課長	後藤哲嗣
産業課長	下平 功	保健福祉センター所長	松井秀和
建設課長	松井良之	町民課長	依田佳久
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美
出納室長	村松義典		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 今泉 宏

5 議事日程

日程第1 議案第46号

町道路線の一部廃止について

(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第47号

設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第48号

令和7年度設楽町一般会計補正予算（第1号）

(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)

日程第4 議案第49号

令和7年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）

(文教厚生委員長報告)

日程第 5 議案第 5 0 号

令和 7 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（総務建設委員長報告）

日程第 6 陳情第 4 号

最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

（総務建設委員長報告）

日程第 7 陳情第 5 号

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

（総務建設委員長報告）

日程第 8 陳情第 6 号

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

（総務建設委員長報告）

日程第 9 陳情第 7 号

地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

（総務建設委員長報告）

日程第 1 0 陳情第 8 号

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

（文教厚生委員長報告）

日程第 1 1 陳情第 9 号

介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情

（文教厚生委員長報告）

日程第 1 2 陳情第 1 0 号

国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書の提出を求める陳情

（文教厚生委員長報告）

日程第 1 3 陳情第 1 1 号

刑事訴訟法における再審に関する規程の改正を求める意見書の提出を求める陳情

（総務建設委員長報告）

日程第 1 4 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第 1 5 発議第 1 号

刑事訴訟法における再審に関する規程の改正を求める意見書

(追加)

日程第 1 6 発議第 2 号

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書

(追加)

日程第 1 7 議案第 5 1 号

財産取得契約の締結について

(追加)

日程第 1 8 議案第 5 2 号

令和 7 年度設楽町一般会計補正予算 (第 2 号)

(追加)

日程第 1 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第 2 0 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。定刻となりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名全員です。

定足数に達しておりますので、令和 7 年第 2 回設楽町議会定例会 (第 2 日) を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに本日の議会日程を議会運営委員長より報告願います。

6 今泉 おはようございます。令和 7 年第 10 回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和 7 年第 2 回定例会 (第 2 日) の運営について、6 月 17 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

本日の案件は、委員会付託の議案 5 件、陳情 8 件、委員会の調査報告 1 件、追加案件は、議員発議 2 件、町長提出 2 件、継続調査申出が 2 件です。

日程第 1 から日程第 13 までは委員会付託案件で、一括上程し、委員長報告に対する討論、採決は 1 件ごとに行います。

日程第 14 は委員会の調査報告で、単独上程です。

日程第 15 から日程第 18 は追加議案で、それぞれ単独上程し、質疑、討論、採決を行います。

日程第 19、日程第 20 は継続調査の申出で、それぞれ単独上程です。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第 1、議案第 46 号「町道路線の一部廃止について」から、日程第 13、陳情第 11 号「刑事訴訟法における再審に関する規程の改正を求める意見書の提出を求める陳情」までを一括議題とします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので委員長の報告を求めます。

4 七原 令和 7 年第 3 回総務建設委員会委員長報告を行います。

令和 7 年 6 月 10 日火曜日午前 8 時 59 分から 9 時 40 分、総務建設委員会を開催いたしました。

出席者、総務建設委員 9 名全員、議長、議会事務局長。執行部からは、町長、副町長、教育長はじめ 10 名の方の出席をいただきました。

付託された議案 4 件、陳情 5 件を審議。審議の結果を報告いたします。

審査事件 1、「付託事件」、議案第 46 号「町道路線の一部廃止について」。

質疑 2 件、討論なし。全員賛成で原案とおり可決すべきものと決しました。質疑の内容については、タブレットの中の委員長報告を御覧ください。

議案第 47 号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」。

質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 48 号「令和 7 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」、総務建設委員会所管分。

質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 50 号「令和 7 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」。

質疑 3 件、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑については、タブレットの総務建設委員会委員長報告を御

覧ください。

陳情第4号「最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情」。

採択に賛成2名、聞き置くことに賛成5名により、聞き置くとすべきものに決しました。採択意見、聞き置く意見については、タブレットの中を御参照ください。

陳情第5号「公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情」。

採択に賛成2名、聞き置くに賛成5名により、聞き置くとすべきものに決しました。意見については、委員長報告を御覧ください。

陳情第6号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情」。

採択に賛成3名、趣旨採択に賛成5名により、趣旨採択とすべきものに決しました。意見については委員長報告を御覧ください。

陳情第7号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」。

採択に賛成4名、趣旨採択に賛成5名により、趣旨採択とすべきものに決しました。意見については、委員長報告を御覧ください。

陳情第11号「刑事訴訟法における再審に関する規程の改正を求める意見書の提出を求める陳情」。

採択に賛成8名全員により、採択とすべきものに決しました。意見につきましては、委員長報告を御覧ください。

2、「その他」。なし。

3、「管内視察」。委員会終了後、きららの森を視察いたしました。

以上です。

議長 次に、文教厚生委員長、2番村松純次君。

2村松(純) 初めに、すみません。見だしのところの、令和7年度第3回文教厚生委員会の字を間違えてますので、訂正をお願いします。

令和7年6月12日木曜日、午前9時から9時48分まで、設楽町議場で文教厚生委員会を行いました。

出席議員は9名全員。議長、事務局長。執行部からは、町長、教育長、総務課長、その他関係課長含め、9名の方に参加していただきました。

付託された議案2件、陳情3件について、審議の結果を報告します。

審査事件、「付託事件」、議案第48号「令和7年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」、文教厚生委員会所管。

質疑7件、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な内容は記してありますので、報告書のほうを御参照ください。

議案第４９号「令和７年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第１号）」。
質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第８号「保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」。

採択５名、賛成多数により採択とすべきものと決しました。

陳情第９号「介護・障害福祉職場の１人夜勤をなくし複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情」。

採択４名、趣旨採択４名、委員長を含め５名で趣旨採択とすべきものと決しました。

陳情第１０号「国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書の提出を求める陳情」。

採択３名、趣旨採択５名で趣旨採択とすべきものと決しました。

「その他」はありません。

委員会終了後、田口清嶺保育園の視察をして、現地開催となりました。

以上です。

議長 以上で委員長の報告が終わりました。

討論、採決は１件ごとに行います。

議案第４６号「町道路線の一部廃止について」の討論を行います。討論はありませんか。

（なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第４６号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第４６号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、議案第４７号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

（なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第４７号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第４７号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

議長 次に、議案第４８号「令和７年度設楽町一般会計補正予算（第１号）」の
討論を行います。討論はありますか。

（なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第４８号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第４８号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

議長 次に、議案第４９号「令和７年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第１
号）」の討論を行います。討論はありますか。

（なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第４９号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第４９号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

議長 次に、議案第５０号「令和７年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第
１号）」の討論を行います。討論はありますか。

（なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第５０号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第50号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

議長 陳情第4号「最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第4号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、聞き置くです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第4号は委員長報告のとおり聞き置くことに決定いたしました。

議長 次に、陳情第5号「公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第5号を採決します。

本案に対する委員長報告は、聞き置くです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第5号は委員長報告のとおり聞き置くことに決定いたしました。

議長 次に、陳情第6号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能

の充実を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第6号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第6号は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

議長 次に、陳情第7号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第7号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第7号は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長 次に、陳情第8号「保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第8号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第8号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 次に、陳情第 9 号「介護・障害現場の 1 人夜勤をなくし、複数配置を当たりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 9 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第 9 号は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長 次に、陳情第 10 号「国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 10 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第 10 号は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長 次に、陳情第 11 号「刑事訴訟法における再審に関する規程の改正を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 11 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

陳情第 11 号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 14 「所掌事務の調査報告」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員会委員長の報告をお願いします。

7 山口 令和 7 年第 2 回設楽町議会ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。

日時は、6 月の 16 日月曜日、9 時 29 分から 10 時 32 分まで議場で行いました。

出席者は、設楽ダム対策特別委員会委員 5 名、議長、事務局長の参加をいただきました。それから、傍聴、田中議員、今泉議員の許可をいたしました。設楽町からは、土屋町長ほか 8 名。国土交通省設楽ダム工事事務所からは舘井所長ほか 14 名。愛知県豊川水系対策本部からは、杉山副本部長、舟橋事務局長ほか 5 名。新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所からは、池野所長ほか 4 名の出席をいただきました。

まず最初に、議長、土屋町長、舘井所長、杉山副本部長より御挨拶をいただきました。

審査事件としては、設楽ダムの建設事業につきまして、設楽ダム工事事務所から、資料 1 に基づき説明をいただきました。

5 月に全員協議会で説明を議員全員受けておりますので、7 年度の事業内容、ひと月だけの進捗状況をいただきました。

まず、工事事務所には、質問が 2 件。付替道路設楽根羽線から仮設で県道に取り付けている位置についての質問をいただきました。詳細につきましては、御手元の資料を配付してございますので一読していただきたいと思います。

また、国道 257 号と県道小松田口線の交差点部分についての質問が 2 件ございました。

それから、設楽ダム関連事業出張所からは、資料 2 に基づきまして説明を受けました。

この内容につきましては、質問 2 件。田峯バイパスの用地買収等につきましての質問でありました。そして、420 号の足助側の対応が遅れておりましたので、それにつきましての質問が 2 件。それから、要望が町長より 1 件ございました。9 年度から田峯トンネルが用地測量を行うとの話につきまして、この用地測量は、残土を入れる予定の折地の用地測量であります。

この件につきまして、1 件の質問がございました。

また、県道和市清崎線の進捗につきまして質問が 2 件、要望が 1 件ございました。

「その他」に入りまして、県道坂宇場津具設楽線の J A の前でありますけど、交通量が大変増えているから安全には周知徹底していただきたいという要望が 1 件ございました。

その後、議場を出まして、「現地視察」に入りました。

時間は、10 時 45 分から 11 時 50 分。

県道設楽根羽線、仮設道路、現道への取付け部分及び 8 号橋と現道切り直し付近の視察をしてまいりました。

出席者は、先ほど述べました、議会のメンバー、そして設楽町は土屋町長ほか関係職員。国交省につきましては、舘井所長ほか関係職員。愛知県豊川水系対策本部につきましては、杉山副本部長、舟橋事務局長ほか関係職員。新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所からは、池野所長ほか、関係職員の参加をいただきました。

なお、11 時 50 分には現地の視察が終わりましたので、現場にて解散をいたしました。

以上、報告をさせていただきました。

以上であります。

議長 次に、日程第 14「所掌事務の調査報告」を議題とします。

ダム対策特別委員会委員長の報告が終わりました。

議長 次に、日程第 15、発議第 1 号「刑事訴訟法における再審に関する規程の改正を求める意見書」を議題とします。本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

4 七原 発議第 1 号「刑事訴訟法における再審に関する規程の改正を求める意見書」。

刑事訴訟法における再審に関する規程の改正を求める意見書を次のように提出する。

令和 7 年 6 月 20 日提出。

提出者、設楽町議会議員、七原剛。賛成者、同、原田純子。

提案理由。えん罪被害者の速やかな救済のため、刑事訴訟法における再審に関する規程の改正について、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものであります。

意見書の内容につきましては、総務建設委員会において皆さん熟読して

いただいておりますので、3枚目の添付資料を確認しておいてください。
以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第1号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第16、発議第2号「保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

2 村松(純) 発議第2号「保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書」。

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書を次のように提出いたします。

令和7年6月20日提出。

提出者、設楽町議会議員、村松純次。賛成者、同、村松一徳。

提案理由。保育所職員の人材定着・確保のため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものであります。

内容につきましては、3枚目のほうを御確認ください。

以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第2号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第2号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第17、議案第51号「財産取得契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第51号「財産取得契約の締結について」を説明しますので、資料の17ページから19ページを御覧ください。

小型動力ポンプ付積載車購入事業についての、車両等の購入に係る契約の締結につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第3条に規定する予定価格700万円以上の財産の取得に該当し、指名競争入札により財産の取得金額を1,705万円として、落札者の山佐産工株式会社と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、6月4日に7社により指名競争入札を行いました。3社が辞退しましたので、4社による指名競争入札の結果、税抜1,634万6,500円の予定価格に対し、落札価格は税抜、1,550万円で、その落札率は94.82%であります。

具体的な備品の内容は、資料19ページに記載のとおりですが、名倉分団が管理している車両、小型動力ポンプ付積載車のうち、29年を経過した車両について、各所のパーツを含めて、車両全体が老朽化し、また、小型動力ポンプ部分についても支障が生じていることから、更新するものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第51号の質疑を行います。質疑はありませんか。

9 原田(直) この件に対して特に意義があるわけじゃないんですけども、沖駒地区、消防団員ってみえるのかなど。新しいものを入れても管理ができるか、ちょっとその点を心配するんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

総務課長 沖駒地区の消防団員はいますが、ただ、団員減少が続いております。名倉分団そのものの人数も、かなり減ってきております。そういった意味では、今後維持ができるかどうかという部分も含めて、今、消防団員の組織をいろいろ変えております。40歳までの正規の消防団員に加え、以前は支援団員、退団したOBの中から支援団員をお願いして、有事の際には備えるとか、あと、昨年からはさらにその下に支援団員の下に、一つ

組織を設けまして、消防団員として、準消防団員として動いていただく消防団員の確保を行っております。

そういった意味で、正規の消防団員は減ってきていますが、OBなどを活用した団員の確保に努めております。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 議案第51号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第51号は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第18、議案第52号「令和7年度設楽町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第52号「令和7年度設楽町一般会計補正予算(第2号)」についてを説明しますので、資料の21ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ624万2,000円を追加し、予算総額66億7,100万3,000円とするものであります。

今回の追加補正の主な理由は、2件とも6月議会初日に一般会計補正予算について上程し、両常任委員会で審議していただいたところですが、その後、国からの通知などを受けて対応するものであります。

1つ目は、新たな障害者福祉サービスの追加のためのシステム改修補正と、2つ目は、初日に町長の行政報告で説明したとおり、5月末に、物価高騰支援交付金の追加割り当てが配分されたため、プレミアム付商品券を追加することとするものです。

これらの予算措置に伴い、一般会計については追加補正を上程しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳出から説明しますので、資料の32、33ページを御覧ください。

3款民生費、1項2目障害者福祉費、12節委託料63万8,000円は、就労

選択支援システム改修委託は、令和 7 年 10 月 1 日から、新たな福祉サービスとして開始する就労支援選択事業に対応するためのシステム改修を行うものです。尚、国庫補助 2 分の 1 を受けて行います。

2 つ目の、マイナンバー情報連携システム改修委託は、精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携のためのシステム改修委託に係る補正であります。これにつきましては、国庫補助 3 分の 2 を受けて行います。

6 款商工費、1 項 1 目商工総務費については、今回のプレミアム付商品券は、3 割のプレミアム率として、1 冊 6,500 円分を 5,000 円で販売し、今回 3,200 冊を追加し、当初の 2 万 7,000 冊と併せて、3 万 200 冊を 8 月 1 日より販売し、利用期限を令和 8 年 1 月 31 日までとして進めるものです。

10 節需用費 11 万 7,000 円は、プレミアム付き商品券 3,200 冊の追加に伴う、商品券の印刷代であります。

12 節委託料 548 万 7,000 円は、プレミアム付き商品券追加発行分、3,200 冊を当初分と併せて、設楽町商工会に各販売商店への換金等事務委託する補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、資料の 30、31 ページを御覧ください。

15 款国庫支出金、2 項 2 目民生費国庫補助金、1 節障害者福祉費補助金 34 万 1,000 円は、歳出で説明したとおり、マイナンバー情報連携システム改修委託について国庫補助 3 分の 2 を受け、就労選択支援システム改修委託については国庫補助 2 分の 1 を受けて行うものです。

3 節物価高騰対応重点支援補助金 480 万 8,000 円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加割り当てを受け、歳出で説明したとおり、追加分のプレミアム付商品券関係費用の財源とするものであります。

19 款繰入金、2 項 2 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 109 万 3,000 円につきましては、歳入歳出補正額の調整額で、歳出の増額補正に伴い増額をするものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 52 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第５２号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第５２号は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第１９、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第７５条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 次に、日程第２０、「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第７５条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和７年第２回設楽町議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

散会 午前９時４７分